

**提案基準17 法第34条第13号に規定する届出の有効期間の経過するものの建築行為等に係る特例措置**

法第34条第13号に規定する届出を行った者が、その届出の有効期間内に建築行為等が完了できなかった土地に建築物を建築する場合の提案基準は、申請の内容が次の各項に該当するものとする。

**基準の内容**

- 1 法第34条第13号の規定に適合する届出がされていること。
- 2 自己の所有する住宅を持たない者又は立ち退かざるを得ない者等で、法第34条第13号の届出をした者が経済事情等相当の理由により、期間内に建築できなかったものであること。
- 3 当該建築物の用途が、次のいずれかに該当するものであること。
  - (1) 自己の居住の用に供するための住宅
  - (2) 建築基準法に規定する第二種低層住居専用地域内に建築することができる建築物
  - (3) その他周辺の環境を著しく悪化させるおそれがないと認められる建築物